

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和5年3月17日（金）
- 2 開会日時及び場所
令和5年3月17日（金） 午後1時45分
防府市役所議会棟3階全員協議会室
- 3 閉会日時 令和5年3月17日（金） 午後4時50分
- 4 委員氏名

(1)出席者（17名）

（1番）池田 静枝 （2番）石川 眞平 （3番）中山 博祐 （4番）関谷 芳広
（5番）木原 伸二 （6番）倉重 俊則 （7番）小山 巽 （8番）田村 正信
（9番）光井 憲治 （10番）吉本 典正 （11番）池田 寛 （12番）石田 卓成
（13番）熊安 悦子 （14番）末廣 儀久 （16番）原田 道昭 （17番）藤井 伸昌
（18番）横木 勉

(2)欠席者（1名）

（15番）林 孝志

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	國本 勝也
〃 事務局長補佐	山口 佐貴子
〃 書記	川越 進矢
〃 書記	福田 謙一郎

6 提出議案及び報告事案

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第19号 農地転用事業計画変更申請承認について
議案第20号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）
議案第21号 【中間管理権】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）
議案第22号 【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）
議案第23号 非農地判定について

議案第24号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について（別冊）
議案第25号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について（別冊）
報告第16号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告第17号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第18号 農地法第18条（通知）
報告第19号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第20号 農地法施行規則該当転用届について
報告第21号 畑地造成届出について
報告第22号 現況証明書の発行について
報告第23号 許可申請取下について
報告第24号 農地所有適格法人報告書について
報告第25号 下限面積「別段の面積」の廃止について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

5 番 木原 伸二委員

6 番 倉重 俊則委員

午後1時45分開会

○事務局 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから令和5年3月の月例総会を開催いたします。

本日は、15番、林委員が欠席でございます。2番、石川委員からは少し遅くなるとの連絡を受けております。過半数の委員の皆様が御出席ですので、防府市農業委員会会議規則第6条の規定により総会が成立することを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶いただき、議長としての議事の進行をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 皆さん、こんにちは。コロナウイルスの付き合い方もだんだん変わってきました。だんだん日常が取り戻してくるのではないかなというふうに思っております。

また、今日はあいにくの天気ですけれども、気候もだんだん春めいてまいりました。山口県の桜の開花予想日は21日というふうになっております。これから春作業を控えて何かとお忙しい中ですが、その時期には桜を眺めながらほっこりした気分になっていただければというふうに思います。その後は、また日常に戻って、頑張ってお仕事をされることを願うところであります。

それでは、議事進行を進めさせていただきます。

本日の議事録署名委員さんは、5番の木原委員さん、6番の倉重委員さんをお願いします。よろしくお願いします。

それでは、早速、議案審議に入ります。

まず議案第16号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。議案書の1ページ、資料の1ページからになります。

議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。今回の申請は8件になります。目的については、所有権の移転が全てになっております。譲渡理由には、耕作困難が8件で、譲受理由は相手方の要望によるものが5件、規模拡大が3件です。別途営農計画書を御参照の上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、石田です。本案件ですが、上右田の場所は——、新しくできた——の佐波川のほう側になります。——県にお住まいの——の農地を——にお住まいの——が譲り受けようとするものです。

本案件なんですけど、もともとこの——、——ということで、地元の有志の方とか保全会でもその農地を草刈ったりしたこともあって、ちょっと参考資料の地図見ていただいたら分かるんですけど、入る道がなかったりとか、すごい条件が悪い田んぼ、小さい田んぼが多くて、今までずっと耕作はされていなかったんですけど、空き家もお持ちで、それと一緒に何とか手放したいということで前々より相談は受けていた案件なんですけど、このたび近くの——というところにいらっしゃる——が引き受けてくださり何とか耕作をしたいということで引き受けてくださったんで、よかったなと思っております。

このエリア、圃場整備に係るエリアで、——もその——に入っておられますので、整備後はちゃんと作りやすくなるんじゃないかなと思っております。

地元委員としては、特に問題はないと思っております。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○7番 すいません、資料の7ページの——。畑——m²というのがあります。これは道路じゃないんですか。

○12番 ちょっとうろ覚えで申し訳ないんですけど、何か待避場みたいな感じになっているような場所だったと思います、そういえば。

○7番 これは、道路だったら、市のほうに寄附するか何かいう形で処理ができるんじゃないか思うんですけど。

○藤井会長 委員さん、どういう利用を考えられとる土地なんですか、これは。

○12番 そこをちょっと御本人さんには聞いていないんですけど、たしか車がちょっとよけるような感じでなっていたと思うので、今回、このままの形で引き受けられてもちょっと、個人の所有の道でどうするかというのはちょっとまた、市のほうとも話してみたらいいかなとは思っております。

○藤井会長 事務局、何か聞いていますか。

○事務局 いや、何も聞いていない。ただ、これで見ると農地になっています。狭いけど、同じような土地の形状になっています。

○藤井会長 分かりました。一応、農地、現状は農地みたいということらしいので、先ほどの話じゃここも圃場整備の対象になつとるということで、今後どうするかは地元委員さんも含めてよく検討されて、農地として使えないようでしたら、これ、転用か何かをかけるというようなそれなりの手続を終えるようにしていただきたいというふうに思います。よろしいですか。

ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○3番 3番、中山です。

○1番 すいません、いいですか。———ですけど、いいですか。

○2番 利害関係者。

○藤井会長 すいません、委員さんの中に利害関係者がおいでですので、退席を求めます。

〔退席〕

○藤井会長 それでは、地元委員さん、説明をお願いします。

○3番 改めて、3番、中山です。議案第16号の2は、所有権移転の申請となります。現地確認を3月13日、後日、譲受人にヒアリングを行いましたので、御報告いたします。資料が9ページからになります。

現地なんですけれども、———から南に200mくらい行ったところにあります。現況は、今、牧草が植えてあります。夏は、稲作がされております。譲受人は、今、おっしゃったとおり———となります。近くで営農経営されておって、地域農業に多大な貢献をされておられます。この土地なんですけれども、かねてより———が管理されておって、このたび所有権移転の申請となった運びだそうです。

では、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件ですが、これはかねてより————が管理されておって問題ございません。

2号の農地所有適格法人以外の法人及び3号の信託要件ですが、こちらには該当いたしません。

4号の農作業常時従事要件、5号の下限面積要件、6号の転貸禁止要件も問題ございません。

7号の地域調和要件ですが、これまで適切に管理されており、地域との調和は問題ないと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。以上、説明となります。皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

委員さんの中に入れてあげてください。

〔入室〕

○藤井会長 それでは、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、石田です。本案件ですが、————市にお住まいの————の農地を————にお住まいの————が取得しようとするものです。

この農地なんですけど、もともと————こっちにおられないので、————がずっと管理されてきました。参考資料の13ページからなんですけど、今、耕すだけ耕してあげて休耕の状態でしたけど、水稻作付したり畑地に転換して、——さんもたまに帰ってこられてお話私もしたことあるんですけど、野菜なんかもやってみたいということで、もう————のほうとしては帰ってくる見込みはないから、耕作できる見込みはないからということで譲りたいとお願いされたとのことでございます。道具等も一通り持っておられますので、特に問題はないかなと思っております。御審議、お願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 それでは、10番の吉本です。議案書が2ページで、資料が19ページから御覧ください。

この農地は、ちょうど——、——に面したところにあります。19ページをちょっと見たら分かるんですが、ちょうどあの部分が、今度、——という道路に引かかる県道の予定の道路です。したがって、この土地を売り主が——という方が、ちょうど——なんです、その方と、購入される方、この方が——ということで、いずれも3月12日に売り主の方と、3月16日に買う人と確認をいたしました。

先ほど言いましたように、この田んぼは都市計画で県道になるんだということで、売り主のほうに確認したんですが、それは分かっておると、そういうことも承知で今回売渡しをしたんだということで確認を取っております。

買い主の方も、こちらの議案書にありますように——町ぐらいもう既に作っておられる方で、こちらの第3条の2項の許可基準判定に基づいて確認をしましたところ、まず1号の全部効率利用要件については、必要な機械も既に多数持っていらっしゃいまして、作業も大規模にやっていたらいます。

2号、3号についてもオーケーです。

4号についても農作業も常時従事要件ということで、必要なときには臨時に作業員を雇用して作業されているという実態もございます。

それと、5号、6号、7号の地域の調和要件ですが、地域ともずっと長く大規模で農業を専念していらっしゃるので問題はないというふうに思います。

以上によりまして、第3条による今回の農地の売買については、地元の農業委員として問題はないというふうに判断をいたしましたので、皆様方の御意見をお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番の木原です。議案第16号の5は、相手方の要望による所有権移転の案件です。

3月11日に現地確認及び聞き取り調査をしました。申請地の場所は、——で、——川寄りにあります。譲渡人は地元におらず耕作困難のため、隣接地で耕作している譲受人に相談したということです。譲受人は、現在、兼業ではありますが、認定農家になるための申請をしているところです。

それでは、農地法第3条第2項に基づき調査した結果を報告いたします。

まず、全部効率利用要件ですが、農機具等に関しては資料のとおりでした。

次に、農作業常時従事要件については、——が専業で作業されています。実績から見ても問題なしと判断いたします。

地域との調和要件も特に問題ありません。

以上のことから、農地法第3条の許可要件を全てクリアしていると判断いたしますが、皆さんの御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番、横木です。議案第16号の6番は、所有権移転の関係です。現地確認及び申請者への聞き取りを3月12日に行いましたので報告します。現地は、資料の28ページを参照してください。

市内方面から——に入って——を営んでおられる——があります。その北側になります。譲受人は、——市から毎日通ってこられる——と共同で稲作と野菜を作っておられ、野菜は——のJA直売所に出荷されています。自己所有農地の隣でもある申請地を取得して規模拡大を図るとのことでした。譲渡人は、保全管理を行いながら一部で野菜を作っておられましたが、御高齢ということもあり、今回譲り渡すことにされていました。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

第1号の全部効率利用要件については、——で耕作され、農機具は保有状況から見ても効率的に利用できるかと判断します。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第3号の信託要件の規定については該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、——で作業され農作業を行う必要がある日数については従事されるとのことです。

第5号の下限面積要件ですが、いたしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるので転貸禁止要件には該当しません。

第7号の地域調和要件ですが、水利組合の清掃作業、環境保全会の草刈り作業等には参加されています。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を全て満たしていると判断します。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認いたします。

続きまして、7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、石田です。7番の前に、先ほどの一番最初の案件です。小山委員さんから御指摘いただいた道の件なんですけど。ごめんなさい、僕、これ説明資料の7ページなるんですけど、図面は、待避場になっていると言いましたけど、間違えて、それ道の反対側でした。7ページの———となっていてところが、左下にあるんですけど、ここが待避場で、今回、先ほどおっしゃられたのはその右上にある小さい———というところで、ここは休耕地みたいになっています。なので、道じゃありません。ごめんなさい、私、適当なこと言ってしまいました。申し訳ございませんでした。

じゃあ、16号の7について御説明させていただきます。これ、———の所有の農地を同じ地区にお住まいの———が取得されるものです。

資料31ページになるんですけど、ちょうどこの申請地、———のお住まいの真裏にある畑でございまして、本来、———が管理しなければいけなかったんですけど、もともと———がずっと借りてもう畑を作られていたということで、———がちょっと御家庭の事情とかありまして、———したんでということで、もうずっと———がもともと管理してくださっていたところです。今回、ほかの農地と、その次の8番もそうなんですけど、ほかの農地と併せてもう引き受けてもらえるところは手放したいというところでお話をされて、今後作れる見込みがないからということで話がまとまったものです。

———は今でもしっかりと畑作ってくださっていますし、家の真裏でもあるので、ちゃんと管理して下さると思い、地元委員としては何ら問題ないと思っております。以上、皆さんの御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○4番 4番、関谷です。事務局に確認なんですが、この方の譲受人の経営面積と、あと最初の議案1号と3号、譲渡人の経営面積が全く同数字が入っているんですが、これ正しいんですか。

○藤井会長 何かの間違いじゃろう。———がみんなそろうちよるやろう。（「間違えています」と呼ぶ者あり）

○4番 最初の1号、3号の渡し人の経営面積が、これが違っていても、今回の議案の経営面積が合うんなら特に支障はないと考えているんですけど、どうですか。

○12番 特に問題はないと、地元委員としては思っております。多分、数字が間違えていますんで、最初の。

○藤井会長 事務局どうなん。ええわ、これ間違えでしょう。訂正させます。また後で正確な数字を皆さんにお伝え改めていたしますんで。それでよろしいですか。

○4番 はい、確認できればいいと思います。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、承認いたします。

続きまして、8番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 それでは、12番、石田です。8番の案件なんですけど、先ほどと同じ、——の農地を、場所的には上右田の——の目の前になるんですけど、ここを——が取得しようとするものです。同じように、この農地も——が管理に困っておられてどうしようということだったんですけど、ちょうど——が家の目の前だからということで、自分も欲しいと言われ出して、最初わしが買うからおまえ2年ぐらい作ってくれのと言われたんですけど、それは転貸要件に該当するんでできませんよというて、じゃあ分かった、自分で作るということで、今後作るんで、圃場整備に係るところではありますけど、自分でちゃんと作ってくださるということだったので、今でもしっかりと一生懸命お米作られている方なので、私としては、後継者もいらっしゃるので、何ら問題ないと思っております。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8番、承認いたします。

続きまして、議案第17号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは御説明いたします。議案書は4ページ、資料は39ページからとなります。

議案第17号は、農地法第4条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は1

件で、転用目的は通路です。

受付番号1は、通路です。資料は39ページからになります。農地の種別は、集団農地面積0.03haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。御審議のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番の木原です。議案第17号の1は、農地の一部を転用して通路として利用したいとする案件です。

3月11日に現地確認及び聞き取り調査をいたしました。申請地の場所は、———のすぐそばにあります。資料の41ページを見ていただきますと、———が申請人の自宅で、———に———の家があります。その間の通路となります。現況は既に完成していきまして、地元の方から無断での転用ではと指摘を受けて、農業委員会事務局の指導の下、始末書を提出して、改めて申請となりました。

転用の目的としては、妥当であると判断いたします。報告は以上です。御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、議案第18号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案説明の前に、資料の修正がありますので、お知らせします。

資料の82ページ、82ページの水利関係者への説明状況、こちらを加筆をしております。取水者のところの加筆をしております。それと、日付の修正をしております。

それから、52ページ、議案資料の52ページ、隣接土地所有者の承諾状況をつけておりますが、52ページと61ページの同様のものが逆についております。申し訳ございませんでした。今現在、52ページのところについているものは、本来61ページにつかなくてはいけなかったものです。61ページについているものが、本来は52ページに添付されるべきものになっておりましたので、修正させていただきます。

○藤井会長 皆さん、お分かりですか、今ので。じゃあ、それで。

○事務局 それでは、議案の御説明に移ります。議案書は5ページ、資料は45ページからとなります。

議案第18号は、農地法第5条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は6件です。うち1件は取下げとなっております。取下げを除く5件の転用内訳ですが、太陽光発電設備が3件、自己用住宅が1件、建て売り住宅が1件です。

受付番号1は、太陽光発電設備です。資料は45ページからになります。農地の種別は、集団農地面積0.97haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号2も太陽光発電設備です。資料は53ページになります。農地の種別は、集団農地面積0.38haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号3も太陽光発電設備です。資料は63ページからになります。農地の種別は、集団農地面積0.36haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地と判断します。

受付番号4は、自己用住宅です。資料は71ページからです。農地の種別は、集団農地面積0.01haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地と判断します。開発許可の申請中です。

受付番号5は、建て売り住宅です。資料は77ページからになります。農地の種別は、集団農地面積0.97haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。開発許可申請中です。

受付番号6は、取下げとなっております。以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**藤井会長** この18号の2のほうで関連する議案が出ていますので、それと一括して行いたいと思いますので、議案の第19号について、事務局、まず説明をしておいてください。

○**事務局** それでは、御説明いたします。議案書は7ページ、資料は89ページからとなります。

議案第19号は、農地法第5条、事業計画変更申請についてですが、今回提出された件数は2件です。

受付番号1の計画変更の内容は、転用期間の延長と計画面積の縮小で、変更後の転用目的は——、駐車場です。

続きまして、受付番号2の計画変更の内容は、転用目的の変更、事業の承継、期間延長で、変更後の転用目的は太陽光発電設備です。以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**藤井会長** それでは、議案第18号の1、地元委員さん、説明をお願いします。

○**1番** 1番の池田でございます。議案第18号の1は、譲受人は——株式会社さんで、譲渡人の田に太陽光発電設備を設置するという転用申請でございます。現地確認を3月10日、10時過ぎから事務局2名、石川小委員長さんと私の4名で行いました。また、関係者の聞き取りを3月14日に行いましたので、報告いたします。

場所は、資料の45ページを御覧ください。——の——がでございます。そのすぐ北の土地です。譲渡人は、この——をされている方です。周辺が荒廃地になっており、今

まで一生懸命管理されておりましたが、もうあまりにも周りの荒廃がひどくて管理することがしづらくなり、売ることとされたそうです。

先ほど説明がありましたけど、隣接土地所有者の承諾状況というのが、ちょっと反対についていたというのが61ページにあります。そこを見ますと、この荒れているところもいずれは太陽光になるのかなという感じで、近辺の方が考えていらっしゃるような感じのところなんです。近辺ではちょっと水路のことで今までもめていることもありましたので、特に水路の管理ということ、——さんということですので、きちんとしてくださいねというのをお願いしましたら、いや、これは私はきちんとするよと返事を頂きました。行政書士さんにもこれまでのルールにのっとって御指導を頂くようお願いしました。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○12番 12番、石田です。この譲受人の業者さんなんですけど、今回うちの地区は取下げになったんですけど、かなり悪質でして、口頭じゃ約束はするけど書面には残したくないと、こういう意向を持っておられる業者さんで、うちの地区は周辺の農地所有者だけでなく土地改良区とか保全会とかその辺ともちゃんと約束をしてくださいねということをお願いしているわけなんですけど。というのは、なぜかという、今まで散々約束を破られているから、そこまで強く言っているんですけど、今回書面でその周辺農家とちゃんと文書で交わしてくださいねと、約束を交わしてくださいねと言ったら、結局、それないまま議案上げてこられて、結局取り下げられたんですけど。

その辺の懸念がすごいあるのと、この業者は最近多いので。うちの地区はやかましく言うからやりにくいんかもしれんですけど、ほかの地区じゃザルになる可能性があるんじゃないかなと、口約束だけで、そういう懸念が私はちょっとあるなと思っております。

その辺も踏まえて、ほかの地区でも出たら対応していただけたらいいんじゃないかと思うんですけど。

○藤井会長 地元委員さん、何かありますか。

私が今までこの—————の案件大分出とるんですけども、特に問題があったというようなことは聞いていないんですけども、地元委員さん、どうですか。

○1番 間に入られた行政書士さんもきちんと説明してくださって、以前の行政書士さんとはまた違う感じでなんですけど。だから、別に建蔽率とか、これぎりぎりまできちんとやってあるし、水路関係もちょっと、少し上のほうで以前もめまして、それは何とかあれしましたが、そういう関係もあるから、水路のほうはきちんとしてくださいねというのは随分お願いしましたし。だから、それは、今現在の感じでそれを止めるということは、この箇所ではできないのじゃないかなと、私は思います。

○藤井会長 分かりました。石田委員さんがおっしゃったように、地元で何があったか知りませんけ

れども、その案件一つで全体がそういうふうに見る意見はやめていただきたい、その都度のところで判断していただきたいというふうに思いますけど。

もう一つ言わせていただければ、地域で、どこの業者さんも書面で残せということを要求すると、それは拒否される業者も当然あると思います。それもあくまでも強制的じゃないんで、それをもってからそれも出さんからけしからんというのは、私はいかがなもんかなというふうに思いますので、その辺のところは十分配慮して発言していただきたいというふうに思います。

どうぞ。

○12番　じゃあ、実際この業者じゃないかもしれないですけど、すぐ北側にもともと舗装してある道があるんですよね。両側から、農地のときにはちゃんと地元の方が草刈ってくださっていました。通れる状態でした。この真上にある、斜めに走っている道なんですけども。ここが、今、全く車は通れない、自転車すらも厳しい、両側から草がはみ出て。こういう問題がある。これは市の……

○藤井会長　それは、どの案件ですか。

○12番　この今の地図、45ページのとこだと思うんですけど、斜めに走っている道、この申請地ってある北側の道。これ、太陽光が立っているんですけど、実際に道がもう通れなくなるような状態になっているんです。

本来は市の責任なんです、これ。本来は市の責任ですけども、法定外、国から無理やり市が押しつけられて、何とか市じゃ全部はやり切れんから地元でやってくださいとあって、地元の共同体の力によりこれが守られてきたものが、今、実際にもうこういう通れないような道になったりしているんです、実際、——では。なので、やっぱり隣の農地の所有者だけでなく、地域全体のこれ問題として、やっぱり農業委員は捉えても私はいいんじゃないかと思っています。

なので、そういうふうなことも含めて、やっぱり口じゃあ、最初はみんな言った言わんで、最初はみんないいことは言うと思うんです。ですけど、やっぱり約束事はちゃんと文面に残しておかないとなかなか守ってもらえない、向こうも守ろうともしないんじゃないかなと、私はなかなか性善説に立って考えることできないんで、そう思うわけです。今回の件が反対というわけじゃなく、全体として考えていただきたいなと思っております。

○藤井会長　今の案件、地元委員さん、どうですか、ここの今、石田委員がおっしゃったところは、そういう問題が起きて、どういう状況になつとんですか。さらに言うと、この業者さんなんですか、その辺のところもちょうと。

○1番　いや、業者さん、どうですかね。今、——と書いてありますよね、白くなっているところ。あそこが荒廃地なんです。随分、もう放ったらかし状態が10年以上続いていると思います。その上の道でしょう、言われるのは。（「通れなくなっている」と呼ぶ者あり）私も通らないです。自動車に傷がつくから。

というのがやっぱり、荒廃がひどくなると、どうしても、そういうふうになるんじゃないかなと思いますし、太陽光さんがある場合は、太陽光さんに言えば、表札がありますので、言えば近辺をしてくださると思うんです。だけど、この荒廃地がなかなか本人に言ってもやってもらえないんです。だから、逆に太陽光さんのほうがあれじゃないかと思います。

○藤井会長 だから、その道が通れないという分は、荒廃農地のほうの影響で通れないということですね。

○1番 が、ひどいです。

○藤井会長 今、委員さんがおっしゃろうとされたけど、ここが将来的に先ほどの説明じゃ太陽光になれば、これ道がちゃんと通れるようになる可能性があるということです。

○1番 もし、駄目だったら、それこそ電話すれば、標識があるから。それでやってもらえなかったら、ちょっと問題ですけど。

ただ、この北側は、ちょっと、大分草が、水路も生えていて、私もこれ言わんにやいけんなどとは思っていましたが。柵とかは、当初やられたのですごくきちんとされているんです。今は、もう、吹けば飛ぶような柵ですけど。だから、どうなんでしょうね。ただ、私も通りたくないです。

○藤井会長 分かりました。太陽光の判断については、地元それぞれ思いが違うでしょうから、それぞれのところから慎重に判断していただきたいというふうに思いますし。市内で今まで許可した業者さんの実績はここで共有しておきたいと思いますので、よその地区で約束を守っていただけなかった業者、そういうものについてはちゃんと情報を共有して慎重に判断するという方向で行きたいと思いますので、そういう方向性でよろしくお願いしたいというふうに思います。

ほかに御意見があればお聞きします。いいですか。

それと、ついでやから、この場でちょっと、また新たに審議していただくことになるかもしれませんが、今、石田委員がおっしゃったその取り下げられた部分なんですけれども、今回一番の理由というのが、これ、建蔽率の問題が一番、事務局でも引っかかっと思ったんです。

県も国も、建蔽率というか、面積の比率、建物の比率については特に規制は、規定はありませんので、一応、—————が、22ですかいね、それをある程度の判断材料として判断しとるんですけれども、太陽光に関してはそれさえも本当はないんで、取り締まるところがないんですが。今回の事案は十数%と極めて低いんで、その辺のところの説明をしっかりと求めようと思ったところ、今回はもう見送るという形になっているんですけれども。また改めてこういふのが出てくると思いますので、防府市としてどのくらいの建蔽率までは認めるか、あくまでも農地の有効利用を図るための転用を図ろうという趣旨に照らして、どこである程度の目をつけるかということは、またの機会に皆さんに御相談したいというふうに思いますので、しっかりちょっと考えとっていただければというふうに思います。ちょっと余談になりましたけど。

議案に戻ります。ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ないようでしたら、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番ですけれども、先ほど事務局から説明がありましたけど、議案の19号と併せて審議したいと思いますので、地元委員さん、説明を併せてよろしくお願いいたします。

○1番 1番の池田でございます。議案第18号の2は、令和元年、これは10月に一度出された案件でございます。今言われましたように、一緒に報告いたします。

現地確認を10日9時半から4名で行いました。関係者への聞き取りを14日に行いましたので報告いたします。今回の案件は、今まで何度も過去の案件で上がってきまして、私も悩ましいところで、なかなか動きがなかったので、今回は期待したいと思っています。

場所は、89ページ、ちょっと後ろのほうになりますけど、89ページとか90ページ、あの辺りを見ていただくと分かりやすいかなと思うんですけど、89ページには————とあります。90ページ、それは山陽本線のすぐ北側で、皆さんも関係あった方は覚えていらっしゃるかなと思うんですけど、この申請地、3か所なんですけど。

53ページにちょっと戻っていただきます。以前、————の予定でしたけど、56ページの事業計画書にありますように、やっぱり周辺で太陽光パネル設置がほとんど囲ってあります。それで、——トラブルの懸念が生じたことから当初の————を断念し、譲り渡すこととされたと事業計画書に書いてございます。これは、行政書士さんも御本人も言っていらっしゃいました。57ページには、その太陽光発電の図面がでございます。

申し訳ございません。飛びますけど、89ページの議案第19号の1、これは事業計画の変更の申請、————と駐車場ということです。

94ページに変更後の事業計画というのが載っており、96ページには計画図が載せてあります。コロナで事業拡大とか計画が中断していたそうですが、集客効果を上げるために施設の拡大を計画し、当初のように進めたいという、そのためにも駐車場が必要ということで、計画どおり造られるということです。

この駐車場ですけど、そこのそばに川がございまして、これ————と書いてございまして、私たちが現地確認のときにちょっと気になりましたので、行政書士さんにもそれから御本人にも橋を架けられる計画はちゃんと市のほうとか土地改良区のほうとかにきちんと御相談されるようにということもお願いしておきました。

それから、線路の側の————ですが、行ってみますと、線路の間際であまりにも線路に

近いので、私たちも驚いたんですけど、その辺りはどうされますかというのも聞きましたら、少し間隔を空けてという、それから向こうに向けて——ようにしますとか言われていましたけど、とても危険な感じですので、その辺りの配慮をしっかりといただきますようお願いをしました。

先日の現地確認ではお客様も多く見受けられまして、また施設も早く造ってと要望も多くあるとのことですので、行政書士さんとも、それから今回——さんともお話しして、行政書士さんもおっしゃっていたんですけど、今回は本気という感じを受けたので、私もお手伝いをしましょうと引き受けたんだとのこと。私も聞き方が悪かったかもしれないけど、今度こそ本当にできますかねと最初に言ったものですから、その辺は気をつけられると思います。

ちょっとややこしくて説明もまずくて本当に申し訳ないんですけど、皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○11番 非常に大変なケースで、地元委員さんも大変だったと思いますけど。今お聞きしまして、令和元年に、農地法第5条で今の——が第5条許可で、——とか何かそういうのを造るということで、農業委員会は許可出しておるわけです。それで、今のそういう許可が出ますと一般基準では、当然農地転用の確実性、これはやっぱり要りますから、それと過去の許可案件ということで、1年前、2年前、今農業委員が確認しているのがございます。実際やってないともあるんです。だから、その辺の関係。

だから、以前——やりますと造って、今度は変えて太陽光ですと、周りが太陽光になったから、どっちが先か分かりませんが、理由が一応つけられてそういうふうになっているんですが、こういうケースというのはどうなのでしょう。こういうことができるということになれば、ほかにもそれはいいということですね。事情があれば変える。当初から第5条申請の許可受けて、それをやらなくておってほかの人に売ることができるというふうに解釈してよろしいでしょうか。その辺をお尋ねしたいんですが。

○藤井会長 どうぞ。

○1番 ちょっと私の説明がまずかったかなと思うんですけど、太陽光をされるというのは、周りの設備さんから危ないんじゃないか、危険なんじゃないかという指摘を頂かれたそうです。あそこは——になっていましたけど。周りがそういうふうにパネルがずらっと並んでいるんです。それで、周りからそういうふうに言われてということだったです。すいません、以上です。

○藤井会長 今言われた委員さんからの質問があったのは、どっちが先か分からなかったところが重要なんで。元年に許可を受けとって、もうさっさと造るときゃ太陽光ができなかったで、そういう問題はなかった可能性もあるわけです。

それよりももっと問題なのは、これ元年に許可出しとって、完了報告の出ないのを放ったとったこ

ちらにも責任があると思うんですけども、その辺は事務局にどういう対応を시켰たんですか。

○事務局 これまで、今、月例総会の最後の報告案件の2年分の許可案件配っていると思うんですけど、多分これ始めたのは、それまではまだ1年前のもんで、途中から2年前の分も一応見ていただくというふうに変えていると思います。

今、事業計画、報告書が出ない分についてはまた文書で随時送るようにしているんですけど、それもここ最近ということになりますので、多分一、二か月前にも同じような感じで事業変更みたいな形の分が出たと思うんですけど、そのときにも同じようなことをまた御説明したとは思うんですけど。

基本的には、期間内にできなければ事業計画を変更するのか、延長してもらって、もう1年ならできるのかどうかというのは確認して、どちらにしても事業計画の変更は出さないといけないというふうに思っています。

その中で、今、池田委員さんおっしゃったように、ここの部分、————の周りがもう完全に太陽光のパネルになっていて、逆にもうそこで————をすると、多分————が太陽光のパネルに当たってということで、周りの業者さんから言われて、やむなくというか、そのままやるのも難しいし、放置しておくともた転用計画がそのままいかないということで、多分今回はその部分だけは事業計画を継承して太陽光パネルにされたということだろうと思います。残りの部分については、期間を過ぎたけどちゃんと今からやりますよということで、太陽光になるところを除いたところの事業計画の変更と期間の延長が出てきたと。このまま進んでいただけるのであれば、もうこれで事業計画の変更を受けてやるしかないのかなというふうには今考えております。

○藤井会長 あと、委員さんが質問あったのが、第5条で申請許可を受けて、転用してそのまま放つといて、ほかの事業計画案をまた出してくる途中で第三者に売るとかいうのも現状じゃあちょっと止めようがないと私は解釈しとるんですけど、その辺は事務局どうなんですか。

○事務局 ですから、途中でその本人ができなくなってという形になれば、それはまた致し方ないのかな。

ただ、転用の条件がありますから、もともと太陽光が転用できないというようなところで、太陽光をやるとするのは多分今無理なんですけど。この場合は2種農地ですので、特に転用、初め————だったのが太陽光になっても特に許可はできないとかというものには当たらないと思いますので、そこはもう致し方ないのかなと思う。多分1月か、二、三か月前の案件で————ところの資材置場についても同様な形で事業計画して、多分第5条の事業計画として、所有者を移した資材置場の案件もありましたので、それと同様な形になろうかなと思います。

○藤井会長 例えば、駐車場とかで転用して、そのまま放つといて、ある日突然、土地区画に開発許可を取って建物を建てることも可能なわけですね、現状のあれじゃあ。途中でよっぽど完了報告を

出させるか何かをしないと。

○事務局 建物建てるとなると開発許可の関係もありますので。

○藤井会長 でも、農地は離れちよるわけですから、ここでやると。

○事務局 今回の分もまだ転用されていない状態なんで、まだ農地のままなんで。

○藤井会長 今回のケースはそうですけど。

○事務局 だから、基本的にもう一旦転用、一旦駐車場にされて、地目をもう雑種地にされていれば、その後はもう農地法との関係がありませんので、何とも言えませんが。今回の分はあくまでも農地のままです。だから、雑種地にもうなってしまった分については、もう特に、その後、開発許可が受けられるのであれば、特に問題はないのかなと。

○藤井会長 だから、そのまま管理、埋め立てて放っとけば、完了報告も何も出なかったら、ここが何もチェックせずにそのまんま安易な転用が可能になるわけですね。

○事務局 完了報告が出ていないと地目も多分。完了報告が出ていないということは、まだ駐車場にも何もない状態なんで、地目変更ができていないと思うんです。登記所のほうに。でしたら、あくまでも農地のままです。そこから何かしようとする、やはり今回と同様に事業計画の変更をしてという形。あくまでもちゃんと駐車場にしていれば問題はないですけど、それまで至っていない分については地目変更ができないと思いますので、幾ら所有者が変わっても農地は農地のままということで、やっぱり計画変更はちゃんとしていただかないといけない。第5条の許可も受けていただく。

○藤井会長 だから、資材置場にして埋め立てて、これ資材置場というのを完了報告でからもう認めざるを得んのですか、そりゃあ、地目変更かけれるんですか。

○事務局 資材置場では、多分資材を置いていけば、うちのほうが現況確認しますし、法務局のほうも、多分ただ埋め立てただけでは何なのかが分からないんで、上にちゃんと資材でも置かないと地目が変わらないと思います。あくまでも地目を変えるのは登記所になりますので、法務局の職員がどのように判断するかということになりますけど、ただ単に地上げしているだけ、埋め立てているだけだったら何の用途に使うかも分かりませんので、そこはちょっとそれですぐ地目が変わるとは言えないと思います。

○藤井会長 分かりました。じゃあ、今回の質問で、基本的に何年たとうが完了報告が出ていない状況では地目が変わっていないので、事業内容を変更してそれを認めるかどうかはあくまでもこの委員会のこの場での結果という解釈でよろしいんですか。池田委員さん、それでよろしいですかね、さっきの質問は。

○11番 はい。

○藤井会長 ほかに、この件について質問ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長　じゃあ、順を追って採決をしていきたいと思います。

まず、事業内容の変更に関する議案第19号について、承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長　ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第19号は承認いたします。

続きまして、今回の議案第18号の2番、承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長　よろしいですか。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○9番　9番、光井です。議案第18号の3について報告をいたします。資料につきましては、63ページから70ページの間に記載してありますから、御覧ください。

本議案は、譲渡人が所有する農地、これを譲受人、これは譲受人は先ほどの1番、2番と同じ方というか、同じ業者の方、これが取得して太陽光発電の事業として使用するという所有権移転、これの案件であります。場所につきましては、63ページ、これを見られたらよく分かると思いますが、西浦の——、——があるんですけど、その——があるんですけど、そのすぐ隣、西側にあります。現地調査につきましては、3月13日の午前、事務局より2名、それから木原小委員長ですか、それと私の4名で行っております。

譲渡人、これの聞き取りにつきましては、その日の昼に本人宅を訪問しましてお話を聞いております。譲渡人によりますと、この農地、これはもう何十年も農地として使用したことはないということで、一応隣の方には迷惑かけたらいけないということで、保全管理で草刈り等の対応、これをずっとしておったんですけども、年を取るというんですか、高齢になるにつれて、もうこの農地の維持管理、これをするのがもうできなくなった。そういうことで、今回、やむを得ず、この農地、これを手放すことに決めたと、そういうふうにおっしゃっておりました。

それから、この農地を今回購入される譲受人ですか、これにつきましては、代理人の行政書士ですか、この方と同じ日の午前、日陰でずっとやったんですけど、午前に現地に来ていただきまして、購入後、これの管理についてお話を聞いております。行政書士によりますと、周辺の関係者ですか、これについては全て説明が終わっておるということで、特にこれといった要望はなかったということです。この件につきましては、69ページと70ページですか、これを見られたら、よく内容が把握できると思います。

なお、今回できる、設置されるすぐ隣に、70ページ、これに5番の方が住居を構えておられるんですけども、この方については、これによったら説明文書をポストに投函済みで書いてあったということで、これじゃあ相手方が納得しておるかどうかわからないんじゃないかと言ったら、すぐ

に購入される会社のほうの担当の方に電話を入れられて、どうなっておるんだらうかということを経理書士のほうから聞かれて、この件については、担当の者が直接本人宅へ出向いて、この設備を設置するとそういうふうなことを説明して承諾をされたということで、今後不都合等があったら会社のほうで対応するから、すぐに連絡を願うと。それで円満にまとまった、そういうふうなことを言っておられました。

それから、特に草刈り等があれになると思うんですけど、草刈りにつきましては、年最低2回は必ず計画しておるということで、やるということで、場合によっては2回のところが3回になるかも分からないと、そういうことも言っておられました。

それと、この63ページの地図見られたら分かるように、この設備はすぐ——の周りにあって、この——をやっておるんです。ちょっと——やらが気になったんですけど、万が一の事故、不慮の事故があったときどういうふうな対応取られるのと言ったら、不慮の事故については相手方に迷惑かけることはしない、私のほうで全部修理というんですか、対応すると、そういうようなことを聞いております。

それと、最後になるんですけど、この地区は年1回、5月、ちらっと、自治会主催で川の掃除、これをやっておるということを聞いたのですから、この件について知っておられるかと尋ねたところ、これについては初耳で全く予知していなかったと、そういう回答がありましたので、そのすぐ、自治会長、この家へ訪問しまして、行政書士のほうから設置の説明、それから川の掃除についてお話をされて、設置については特に問題はないという回答があったということです。それから川の掃除につきましては、自治会のほうの希望に沿うということで、参加をするということ、万が一参加されないときには、その自治会で取り決めておるような不参加金ですか、これをもって対応するのでこらえてほしいと、そういうようなことを言っておられました。

一応、以上で報告のほうは終わりますけど、皆様の御審議、よろしくお願いします。以上です。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 10番の吉本です。審議が長引いてお疲れですが、それじゃあ説明をさせていただきます。議案書の5ページの4番、資料のほうは71ページからです。

本議案は、売り主というか貸借権なんです。——の土地を——がその後ろに家を建てるといふふうな議案です。3月13日の9時30分から事務局の2名の方と小委員長と私で行いま

した。場所は、73ページを見ていただいたら分かるんですが、—————というのがあるんですが、あれのちょっと西側のほうなんです、場所は。周辺はもう全部住宅が詰まっております。

それでは、まず、一部です。まず、最初にちょっと御説明しとかんにやいけんのですが、資料の73ページを見てください。73ページを見ておられたら、—————というんが、御本人がいらっしゃる宅地です。その後ろと家がありまして、その—————というところに、今回—————の家を建てるという議案です。その後ろに—————というのがありまして、これが地目が田になつとるんです。

それで、実は13日に事務局と調査に行ったら、きれいに整地してあったというんがありまして、始末書は届いたですか。ということで、これはどういうことかという、この—————は、この—————の御本人の—————が住んでいらっちゃって、その家を解体したと。その家を解体したときに更地にしたと。そのときに、ちょうど後ろの少しあった畑があったんですが、それも一緒に埋め立てを、更地にしたときにきれいにしてもうたというのがありまして、農業委員会の事務局に話に行ったんですけど、どうも—————
もうやってしまうたということで始末書を出していただきました。

内容的には、ちょっと回りくどく話したんですが、11月12日に、御本人とは前日に対面してお話をしております。司法書士さんも12日に電話でお話ししたんですけど、そういうことがありましたので、始末書を書く必要があるということで、御本人に書いていただいて、今、事務局に確認したんですが、提出をしていただいておりますというようなことです。

したがって、この—————、僅かですけど、ここを今回は、畑やっちゃったんやけど、ここを転用するというふうな議案です。以上です。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 続きまして、吉本です。それでは、議案書は6ページの一番上、それと、資料のほうは77ページなんですけど、先ほど事務局のほうから訂正説明がありましたので、事前に申し上げます。

82ページの被害防除計画書というのを出示してください。そこに、汚水を合併槽へ出しますから、放流先のところがありますね。これが、説明の欄が令和2年になっていきますから、これが令和5年2月12日というふうに訂正になります。そして、水利組合の下に取水者というのが空欄になってい

ますが、ここが田島の——、——という方。この方が、——ちょうど水利組合の地域の担当もしていらっしゃいますんで、——というふうに追加ください。

それでは説明をいたします。

本議案は、この田島地区の農地を——が建て売りとして買い取るというふうな議案であります。3月13日の9時半から、事務局の2名の方と小委員長、私が現地調査をいたしました。現場は、ちょっと小っちゃいんですけど、——、78ページですか、——のすぐ東になります。あそこにちょっと白い枠があるんですが、あれは——ですけど、すぐ東になります。そういうところですよ。すでに、順次、斜線があるように宅地化が進んでおります。農地は、現在は休耕地として管理をしてありました。

譲渡人は、3月12日に対面で確認しています。今回、売却することになったということで確認しています。

それと、——と行政書士さんには、電話に、同じ12日の11時10分、前の日ですけど、確認をしております。

現地、ちょっと確認をして、小委員長と、順次、住宅になっているし、ここは非常によく人気があつてすぐ売れるというので、需要があるということで、問題はないというふうに思います。

現地で一般基準、立地基準に対して協議しましたが問題ないだろうということで、地元の農業委員としては問題はないというふうに理解をしておりますので、皆さん方の御意見をお願いいたします。以上です。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

ちょっとここで休憩しましょう。20分から始めましょうか。

午後3時10分休憩

.....

午後3時20分再開

○藤井会長 それでは再開いたします。

続きまして、議案第20号と21号、22号を一括して上程したいと思います。事務局、説明をお願いします。

○事務局 説明の前に、先ほど、3条の面積の誤りの御指摘が関谷委員からありましたので、それを

訂正のお知らせをいたします。

議案書 2 ページの申請番号 3 番、譲渡人は——、この方の経営面積の欄ですが、経営面積が——、自作も同様に——、貸付のほうは——。（「ちょっともう一遍」と呼ぶ者あり）

経営面積のところですか。経営が——です。自作のところも——、貸付が——。

続きまして、3 ページの 7 番、申請番号 7 番の借受人の——の経営面積ですが、経営は——、同じく自作のほうも——です。以上、修正します。

それでは、議案第 20 号の御説明をいたします。議案書は 8 ページからになります。

議案第 20 号は、経営基盤強化促進法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）についてで、令和 5 年 3 月 24 日公示予定の利用権設定が 17 件提出されております。この 17 件の集積面積は 4 万 5, 174 m^2 で、利用権の内訳は全て使用貸借権です。計画の内容は議案に記載してあるとおりです。

本案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第 21 号基盤強化法第 19 条による農地中間管理権の取得、議案第 22 号農地中間管理事業法第 18 条 7 項（農用地利用配分計画の公告）について御説明します。議案書は 17 ページからになります。

議案第 21 号、22 号につきましては、県で公告予定の利用権設定が 26 件になります。農地の集積面積は 7 万 5, 431 m^2 です。内容につきましては、議案第 21 号の番号 1 から 13 につきましては、全ての農地を公社に貸し付け、第 22 号にて公社から貸付けを行うものです。また、議案第 22 号の番号 14 から 26 については、公社から貸し付ける相手に変更が生じたものでございます。以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、質疑に入ります。なお、当事者となられる委員さんがおいでですけれども、特に退席は求めないで進行させていただこうと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、地元委員さん、何か意見がありましたら発言していただきたいと思いますし、そのほかの委員さんで御質問、御意見があればお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長から事務局にちょっと。前も確認したんじゃないけども、この期間、これ新規か更新かは洗い出すことはできないんですか。契約、更新か新規か。更新か。（「表示ですか」と呼ぶ者あり）そう、どこかに分かるような表示がある。できない、前は新規か更新かいろいろ分かれて、新たに契約して新規で面積を拡大されたのか、時期がきての更新かの差が分かれば、できればね。今この形式になってから。前のページじゃったらそれがついちよったじゃん。まあ面倒な作業なら仕方ないけど。

何か御意見ございませんか。どうぞ。

○6番 ちょっと確認ですが、3番なんですが、9ページの議案第20の3番なんですが、これ譲受人は全く新規就農者ですか。面積がゼロになりますか、経営面積が。

○事務局 新規です。

○藤井会長 新規の就農の方でからブドウをやりたいという。

○6番 なるほど。わかりました。ありがとうございました。

○藤井会長 どうぞ。

○1番 1番の池田です。30ページを見てください。議案第22号の30ページです。今回、事務局さんに間に合わせていただき、ありがとうございました。———という名前で、——が今度、預かるようになったんですけど、この田ですけど、皆さん、覚えていらっしゃるでしょうか。私が、——で、——地域ですけど、——でたくさんの太陽光ができて困ったというところ、1町8反ぐらい太陽光にとられました。

そのそばに、線路のそばですけど、黄色のあれで、表示でもう大変な荒れ地だったんです。だけど、この——が、これは——の名前です。本人が、——が、——いらっしゃるって、——が刈ってくれないかと言ったそうです、太陽光のほうに。そしたら、筆がこんだけあったんですね。

——の名前だし、もうこれは面倒というか、だから、ああいうのを嫌うんですね、太陽光は。じゃないかなと思って。

それで、——が、刈ってくれんというて腹立たれて、自分で、農協で自走式ですが草刈り機借りられて、それでぼちぼちやられて、最後は——

——、でもおかげできれいになったんですよ。

そういう土地で、まだ、でも木が大分生えています、何本かね。10本以上、生えている。それは、うちも今まで、山口型放牧でやってきました経験がありますんで、機械を持っていけば抜けます、田んぼだからそんなに無理じゃないです。

だから、今年からつくらせてもらおうかなと思って。せっかくだから、委員会から指導がありましたんで、中間管理機構に充てちゃったらどうですということで相談に行きましたら、とにかく管理してくれるんならいいよという感じで言われました。

太陽光って、やっぱりそういうめんどくさいことは嫌うんだなと、そういう会社さんはね、もう本当、そのそばは私たちが牧草をきれいに毎年取っていたところだから、管理がすごくやりやすかったというか、今、工事中ですけど。そんな感じで、やっぱりめんどくさいところはいやなんですね。

関連で、今、熊安さんに見せてもらったんですけど、業者から手紙が直接来ているそうで、言わ

れたらどうですか。

○13番 ちょっと、お話をさせていただきます。

太陽光絡みで、これ二、三日前にうちに届いたんですが、こういう市役所のほうからは絶対これは入手できないんですけど、こういうの。これ、—————が全部出ているんですね。その一番上、ここがとてもいい条件だから太陽光に譲っていただけないでしょうかというお手紙が入っていました。こういうふうなのって、こんな写真も撮れるんですか。

○10番 それは撮れますよ。

○13番 撮れます。

○10番 家庭のパソコンでグーグルアースというソフトがあるんです。それを我々もやっています。

(発言する者あり) だから、それを営業のために使ったら、それは許可をもらわにゃいけん。撮れます。

○13番 撮れる方は撮れるんですね。これは、出ている場所が法務局から出ているということを、法務局で登記情報提供サービスから地権者情報を取得しと書いてあります。法務局から。そういうことがあるんですね。

○事務局 法務局の地籍図ですか、あれ一般公開してあるので、御自分で誰でも登録すれば見れるようになっています。確かに2月ぐらいから何か普通に公開できるようになっていますので、そこから、そのサービスに入って、御自分のメールアドレスとか一旦登録すれば、どなたでも閲覧とかできるようになっています。

○13番 これは、—————っていうところ、———ですかね、そこから来ています。もう一通もまた来ているんですよ。だから、こういうふうに、ちょっときれいになっているんですけど、そこを見て、ここ日光がよく当たっているなという条件がいいからということで目を付けられて出されたと思うんですよ。こういうことで、ぱっと会社は、太陽光の会社の方々は各農家の方に出されているんですかね。

そしたら、この地域は本当即、誰かが近所にもう年だからできないという方、いらっしゃるんですよ。そのところにも出ているとすると、もう即、太陽光にされるんじゃないかと思って、今、ひやひや、ドキドキしているんですけど。それは、各個人の自由ですけどね。何かこういうふうな手がいつているんですね。私はこれ初めて受け取りましたので、ただちょっとびっくりして、皆さんに御報告しておこうかなと思いました。以上です。

○藤井会長 ほかに何か御意見ございませんか。

池田さんが言われた小さい田んぼっていうのは、これ2筆でままとすると、規制がかかっちゃうんじゃないか。2筆で続けてやったらいけんのじゃないか。1業者が一発で。同じ所有者の2筆が一遍に変えて開発できなかったんじゃないか。1年待ったらええとかいう話き

いたことある。あるじゃろう。（発言する者あり）1コ前じゃったら問題ない。

○事務局 50kW以上だったら……

○藤井会長 いやいやそれはわかるけども、同じ筆が2つあって、同じ業者に一発で売れなかったんじゃないかね、2個も、45と45をつくるって。そういうのが、その適用があったと思うよ。

だから、筆がようけあったらそれ難しいんじゃないの。同じ名義の人の。続けて一発で売ることではきんという規制があったんじゃない。ちょっとその辺も調べてからまた、そんな規制があったんかもしれんから。違う業者にするかはオーケーなんよ。ちょっとその辺また調べてから報告します。

ほかに何かありませんかね。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第20号、21号、22号、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、20号、21号、22号、承認いたします。

続きまして、議案第23号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 説明の前に修正がございますので、お伝えいたします。

議案第23号の2、こちらに大字真尾——番地を、すみません、ページは52ページ、52ページの真尾が書いてあると思うんですけども、52ページの——を追加です。——の表示がないので、この中に追加します。（発言する者あり）では、差替えになります。

52ページを差替え、それと57ページが、その関係で筆数と面積の合計が変わりましたので、そちらも修正しております。57ページも差替え配付してありますかね。では、こちらも差替えをお願いします。

それから、資料の23ページ、こちらも差替えになります。以上、修正でございます。

それでは、議案の御説明をいたします。議案書は38ページ、資料は別冊をつくっております。

議案第23号は非農地判定についてで、今回、提出された件数は3件、308筆です。受付番号1は富海、受付番号2は真尾、受付番号3は向島の農地で、現地確認の結果、農地法第2条第1項の農地に該当しない土地で、非農地と判断するものです。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、地元委員さん、説明をお願いします。

○4番 4番、関谷です。議案第23号の1について説明いたします。

対象となる農地は、侵入が難しく、現地で農地の状態を確認することが著しく難しいということで、私と担当地区の工藤推進委員と事務局とでGISによる非農地判定を行いました。記載の対象

地富海地区160筆、15万7,769m²につきましては、接道条件が悪く、重機等の進入が難しいほか、既に雑木、竹林が繁茂し、森林の様相を呈しており、農地への復元というのが難しい、物理的な条件整備が著しく困難な状況でございます。

現場航空写真の状況は別冊の資料1ページから14ページまででございます。

なお、この地図の4番のところ、以前はここに集落があつて、そこがいわゆる——地区といいまして、以前はここに住んで、農業をされている方が何件かあったらしいんですが、そのうち1件の方が、今——在住で、ちょっと状況を確認いたしました。

その方によりますと、現在、2件ぐらいしか営農されている方がなくて、その道も林道が途中までは車が入るんですが、その先は入らないため、徒歩かバイクでしか侵入ができないということです。その昔は、対岸の——から船で牛を連れて渡って耕作していたところらしいんです。自分も昔、鉄道づたいに行ったことあるんですが、その今は難しいと思います。

こういう状況ですから、今回、上程をされている対象地につきましては、非農地という判断で適当ではないかと考えております。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番、横木です。議案第23号の受付番号2について御説明いたします。

対象となる農地は、侵入が著しく、現地での農地の状況を確認することが難しいところです。ついては、私、農業委員横木と担当地区の推進委員池田さんと事務局とでGISによる非農地の判定を行いました。

記載の対象地は——地区の84筆、6万8,007m²は接道条件も悪く、重機等の侵入が難しいとか、既に雑木、竹が繁茂し、森林の様相を呈しており、農地に復元するためには個人的な条件整備が著しく困難な状況であります。

現場航空写真の状況は別冊の資料15ページから24ページのとおりです。

この場所は、私も一度行ってみたんですけど、——の農免道、ちょうど——になるんですけど、渡ると——があらうかと思いますが、そこを下りないで、また左へずつと行くんですけど、途中、道も崩れていました。そこはバイクなら行けるということで、バイクで行ってみたんですけど、最終的には倒木もあり、その道自体が通れない状況でした。その道から右下にこういう地図のある場所になります。

私たちが小学校の当時だったんですけど、ここは遠足で、小学校から—————に遠足に行った記憶がありますが、その当時は通れていたんですけど、今はとてもじゃないですけど、通ることすらできないような状況でした。

非農地と判断することが適当であると考えます。皆様、御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 10番、吉本です。それでは、資料は差替えになった57ページを御覧ください。資料じゃない、議案書はね、議案書は57ページ、差替えに御注意してください。資料のほうは25ページのほうから説明をさせていただきます。

25ページの地図を見てくださいれば分かるんですが、——地区の右の上が——という港なんですね。——が出るところですね。あの辺りというふうに理解していただければ結構です。

それで、7か所ほど、8番まで番号が振ってあるんですが、この地区を、実は何回か侵入を試みましたが、隣にいらっしゃる最適化推進委員の、地元の——の方と何回か入ろうと思ったんですが道がありません。したがって、この地区は、現在、64筆、7万4,642m²あります。非常にこのGIS、航空写真で判断するしかないんで、上から見たところ、やはり、次のページから見たら分かるんですが、非常に竹やら雑草が繁茂して、森林というふうな状況になっております。

中で耕作なんかしている人もいらっしゃいません。したがって、非農地というふうに判断するのが適当であるというふうに、地元の農業委員、最適化推進委員も判断しております。

25ページからちょっと見ていただけます。26ページ、これは、細かく1番から航空写真でずっと写真がついておりまして、ちょうど南東側で道のないほうに、昔はここつくっておったらしいんですが、船で行ったりしてね、今はもう道もありませんし、船で行く人もおりません。そういうようなことですね。非農地判断というふうにしたいと思います。皆さん方の御意見を願います。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

ここからちょっと皆さんに確認したいんですけども、これ非農地判定をして、その後、どういう流れになっとるか皆さん、御承知でしょうかね。非農地判定をして非農地ですよというのが耕作者か地権者に言って、その後に何か確認の質問か何かをお受けになったことはないですかね。

○12番 あります。

○藤井会長 でしょう。どういった内容がありました。

○12番 法務局の連絡先が書いてあって、動いてくれって書いてあったらしいんですけど、僕、書面見てないんですけど、この方、何かお年をめされたて——なんですので、——が帰ってきたときに一緒に法務局に行ってくれる。

○藤井会長 でしょうね。そういったこととか、一体どこの農地か田んぼのことを言うんか見たことも聞いたこともないとかいう問合せで、一体どこの田んぼか地図でも見せてくれというような問合せも事務局にも来ているようなケースがありますので、ちょっと事務局、これここから承認したときに、どういった流れでどういったものが耕作者に言っているのか、ちょっと流れを教えてあげてもらえませんかね。どういった手続をすればいいのか。

○事務局 月例総会で議決された非農地につきましては、まず、所有者の方と、それから法務局と、それから農振除外担当、それから課税課、そこにこういった農地が非農地判定されましたという通知を出します。所有者の方につきましては、非農地通知書という名称のものを出します。会長名で会長印を押したものです。その中には、該当の農地は現在、農地として利用できる状態、農地法、条項がすぐ出ませんが、何条何号の農地には該当しないので、農家台帳から除外します、それから法務局で登記の地目変更をしてくださいという文面をつけております。

その文面と併せて、法務局のほうから地目変更の説明書と、それと申請書、申請書の記入例、それを局のほうがつくられたものを添付しております。その中で書かれている内容というのが、法務局で地目変更の手続が必要です。土地家屋調査士さんをお願いする場合、それから御本人がやられる場合、その2パターンで申請の仕方の御説明が丁寧に書かれてあります。

持参していただくものとしては、私どものほうが郵送した非農地通知書とそれから現地の写真、それから現地の地図、それをつけてくださいというふうに書かれてありますが、農業委員会のほうから、この議案にあるような地図とGISと、それと写真を法務局にはデータで送っておりまして、大半はそのデータを見ることで判定が、登記官の判定が可能なので、それで御本人様からの写真とか地図情報の提出は不要ですというふうに説明を受けております。

ただし、私どもが送ったデータだけでは登記官が原野にするのか山林にするのか判断が難しいものがあるので、そういった場合は御申請をお受けした際に写真をもう一度取り直してきてくださいというふうに御案内するケースもごくまれにありますというふうにお聞きしておりますので、当初、

私どもは写真と地図の添付は不要ですと、証明書だけ持っていかれたらいいようですという御案内をしておりましたが、場合によっては登記官のほうがそういう現地写真を再度、撮ってくるように要求されたケースもあるというふうに受けております。

場所が分からないとかというお問い合わせはたくさん受けておりますし、私どものほうでGISを窓口でお見せしてここですよというお話はたくさんしてきております。

国のほうの考えといたしましては、登記地目は、やはり正しいものを表示しなくてはいけないということなので、なるべく多くの方に御申請をしていただきたいということで、手数料のほうももちろん無料で、通常であればお金がかかる地目変更とか名義の変更とかお金がかかるそうなんですけれども、非農地のこの通知を持って地目の変更をすることについては、手数料はかかりませんし、農地からはずれば売買等もしやすくなるというふうに御相談を受けたときには回答して、なるべく行っていただくように、私どもから御説明をしております。以上です。

○藤井会長 そういったことで、いろいろな問合せがくるとは思いますけれど、皆さんが答えられる分は答えていただきたいですし、難しい場合も、判断が難しい場合はぜひ委員会に確認するようにお願いしますし、あと法務局に行けばいいというと、市役所のあそこの1階のあれでするんかというような話も当然出るんですけども、あそこじゃ何もしてもらえませんが、そのつもりでおっていただきたいというふうに思います。

○事務局 すみません、1点。直接、アポなしで行ってもだめみたいなので、必ず電話で予約を入れて、それから法務局に行っていただくように。すみません、直接急に行っても受けてもらえないそうなので、一度、もちろん電話番号も書いてあるんですけども、1回電話をした上で、法務局のほうの指示に従って申請をしていただければと思います。以上です。

○藤井会長 よろしいですか。何かありますか。どうぞ。

○6番 今、おっしゃったことをまとめた文書とかあれば、私らのところは、非農地判断された所有者の方が多いものですから、自治会に一遍に回覧で配ったほうが早いので、そういう文書があると助かるんですがどうでしょうか。

自治会で回覧で配ったほうが早いと思います。特に、御年輩の方はそういうのを配らんと分かんがね。

○事務局 それは、私ども非農地通知をお配りするときに。申請方法までつけて個別に送っています。

○6番 それで分かればいいですけどね。分かればいいけど、分からん人も大分おると思う。

○事務局 分からない方が多数いらっしゃるの。

○6番 だから、うちの方に御相談がいるわけでありまして、だから、そういうのを1回配ると早いかんと思ったりしたものですから。

○藤井会長 ちょっとどういった方法がいいか、ちょっと検討してみます。

法務局でから申請するのがかたいですけど、そこまですると何がいいかというと、地目が完全に
変更できて農地からはずれるわけですから、今後の売買に、売買って売れることはないんでしょう
けれども、農業委員会にかける必要はなくなるわけですし、簡単に後の取引がスムーズにいくんで
すけれども、そうしなくても、課税課にはここから連絡が行っているわけですので、税金はもう農
地じゃなくなっているわけですから安くなる可能性はあるね、その時点で。

だから、メリットはその時点で矜持できるので、法務局に行ってほしい、行くのが筋なんですよ
うけれども、行く、行かない、申請するかしないかは、また別の問題だというふうに御理解いただき
たいと思います。

どうぞ。

○3番 3番、中山です。行かなかった場合、不都合がありますか。

○事務局 地目変更も基本的には義務になっておりますけれども、罰則規定は多分特でない、今のと
ころはないので、今度、4月から施行される所有権の移転とか住所変更とかは罰則規定とかできて
いますけど、地目の変更は特に今、そこまではない。ただ、法務局としては3か月以内にしてくだ
さいというふうな文面にはなっております。

○藤井会長 よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 この件はそれで終わります。

続きまして、議案第24号、事務局、説明をお願いします。24、25を一括でやってください。

○事務局 それでは、議案第24号の御説明をいたします。議案書は本日、机上にお配りしてありま
す。

先日の最適化推進会議でもお配りしたもののなんですが、議案第24号は、農地等の利用の最適化
の推進に関する指針についてです。このたびの大きな改正点は3点で、1つ目に、達成目標を現在
の2段階から現在、3年後、10年後、この3段階に変更されております。2つ目に、経営基盤強
化促進法の一部改正によりまして、地域計画作成に関する農業委員会の果たすべき役割に関する事
項を新たに追加しております。3つ目に、令和4年度からの最適化活動の目標の達成状況の評価方
法というものが新たに追加してあります。

まず、めくって3ページの、第2区、具体的な目標と推進方法及び評価方法のところですけども、
1番で、遊休農地の発生防止解消についてと書かれてあります。3段書きで現状、3年後の目標、
目標と3段書きになっております。現状に対して3年後、10年後、どのように遊休農地を減らし
ていくのか、そこを考えて数字をつくりました。遊休農地に関しましては、令和3年度の利用状況
調査で判明した緑については、令和4年度から令和8年度の5年間で全て解消することが国の指針

で決められています。さらに、新規発生分については、発見した年の翌年度までに全て解消するようという達成目標が定められておりますので、それを加味して考え、逆算したところ、10年先には、令和3年の緑が全て解消されて、残る黄色の部分があと54haになるように活動したいというふうに算出をしております。

この54haにつきましても、黄色の面積自体は70何haあるんですけれども、そのうち、農用地にある黄色、これは基盤整備等をして農用地内の農地は全て担い手に集積するという方向で、今後考えていきたいと思いますので、基盤整備がされて農用地区域内の黄色は全て解消されるという目標を立てまして、10年後は54haと、このように定めて、記載しております。

続きまして、1枚めくっていただきまして4ページです。中ほどに担い手への農地利用の集積、集約化について3段書きで書かれてあります。現在のところ、集積面積は773ha、39.2%です。昨年は、37.何%だったので、少し上がっております。

3年後の目標ですが、令和5年度末までに、来年度末までですけれども、70%の集積率を目標としております。それから、10年先ですけど、目標を、現在、国は80%を令和5年度までに達成するようというふうに言っておりますが、10年先、80%を目標とするというふうに定めて、集積面積を推計値を出しております。

下の3番の担い手の育成確保につきましても、農業センサスや各種統計を10年間の平均値を出して推計しようとしております。

1枚めくって6ページにあります新規参入の促進についてです。新規参入の促進目標につきましては、過去の統計から、平均値を出しまして年間2.5ぐらいの数字の新規参入者数になっておりますので、それを使って推計値を出して。

内容については以上になります。以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 何か御意見があればお願いします。どうぞ。

○12番 12番の石田です。地域計画ということで、国が示している方針みたいに、今度は会長も農林業政策懇話会でおっしゃられたように5町、10町をつくっておられる方が突然倒れるということがかなり起こるようになってきた状態で、今後ますます増えていくと思うので、経営移譲の話ですよね。集落法人とか圃場整備とか進めて、法人化を進めていくんですけれども、どうしても圃場整備ができていないと、なかなか難しいので、今頑張っておられる担い手の方の経営移譲を意向調査する中で、大事なのが、機械とかその辺の農地も含めて移譲していくお気持ちがあるかどうか、それに多分、新しく買ったら3,000万円からかかると思うんですよね、そのくらいやろうと思ったら。なので、それが引きつげるか引きつげないでその農地を守れる、守れないが決まってくると思うんですよね。

よくあるのが、それ全部二束三文で、処分したら二束三文だと思うんですけど、処分された後に

なってこれだけ田んぼあるけどどうにかならんのかみたいな相談を今までも、——から受けたことありますし、そういうのも含めた意向調査を国が示した、まあ国っていうのは現場のことはまるで分かっていないので、多分そこも含めてやる必要があると思うんですよね。

まあ、もうじき僕はいなくなるので、今のうちにちゃんと書き込んでおかないと、なかなかそれが実施されないんじゃないかと思ってちょっと不安に思っているんですけど、その辺まで含めてちょっと書き込んでいただきたいなと。

プラスアルファで付け加えてもらった事業だったので、仕組み的にですね。その辺皆様にご審議いただきたいなと思います。

○藤井会長 確認しますが、第三者経営移譲の意向が1点。

○12番 これは、今、フローの図がこれ今、あると思うんですけど、プランで何年ぐらいで起業したいかという意向は聞くようになっているんですよね。今現在でも。そのときに、農地とか、例えば倉庫とか土地まで含めて移譲してくれるかどうかということですよね。

農機は処分するけれど土地だけ残して移譲したいのか、丸々引き継いでくれるつもりがあるのかというの、早い段階で聞いて、それを聞いておかないと余り意味がないと思うんですよね。

○藤井会長 一番の問題は、その気があってもそれ明確に、いつ移譲するかというのが一番問題なんだよね。

○12番 それが大事で、僕が今まで携わった——の件も——の件も、いざ手伝いに行ったら、お年寄りが作業をこなせてしまうんですよね、元気のいい若者が来たら。なんで、いつまでもわしはできると勘違いしてしまって、結局、引き継いでもらえなくて、別の地に行って彼ら頑張ってくれている、申し訳なかったんですけど。

○藤井会長 そういうこと、第三者が間に入って契約を早めに結んでおく分。そこはまず大事。

○12番 そうそう、そこまで農業委員会が指導してやらないといけないと思うんですよね。それだと形になっていくと思うんですよね。なので、そこまで見据えて、ちょっとそこまで含めた意向があるかというのを聞き取っていただきたいなと思うんですが。

○事務局 今、意向調査のアンケートのほうも一緒に資料をつけている。これまた後でまた別にお聞きし、これ今の議案第24号のこの指針に関するものですので、今のタブレットでのアンケートのフローについて、また後ほど。

○12番 5ページとかに地域計画のそこが書いてあるじゃないですか。この中に入れ込んだりよきや確実にやってもらえるわけで。

○藤井会長 最後の事務局の連絡の中でから言おうと思ったわけ。

○事務局 そうです。

○12番 ですから、今言いたいのは、その計画の中に、ちゃんとそういうことを含めて書き込んで

おいた方がいいんじゃないですかっていうことを言うたんですね。

○事務局 だから、取りあえず、項目については、まだいろいろ意見をいただいていますので、その後、最終的にどういうふうにするかをまた意見をお聞きして、それ必要であれば、そのうえにまた追加をしていけばいいのかなと思っている。（「必要であればするが、……」と呼ぶ者あり）ですから、その辺の項目の追加については、またほかにもいろんな意見をお聞きしてますので、そのとき、ちょっと最後のほうでもう一回、お話をして、さらに追加があるかどうか確認しようかなと思っておりましたので、すみません。

○12番 了解です。

○藤井会長 ちなみにこの項目はいつまでに仕上げるつもりなの。

○事務局 3月中くらいで。

○藤井会長 それはもう間がないじゃん。

○事務局 間もないといっても、推進会議の時も話してます。

○藤井会長 じゃあもうそろそろ閉めんにやいけんわけじゃん。

○事務局 そうです。だから最後でお話する予定にしていますんで。

○藤井会長 分かった、じゃあ後で話が出ますから、そのときにもう一回意見があれば言ってください。

ちょっと話を元に戻しまして24と25号で何か御意見があればお伺いします。（発言する者あり）24につきまして、今説明があった分で何か御意見があればお願いします。どうぞ。

○12番 6ページの下から5行目ぐらい、④の企業参入の推進についてというところがあるんですけど、担い手が不足している地域では企業の農業参入もと書いてあるんですけど、これ地元企業であつたりとか地元の法人であつたら、地元企業の農業参入とか、あと既存の担い手が発展して法人になればいいんですけど、今ちょっと全国的に、——の——かな、問題になっているのが、——の会社、前、アクセスあつたと思うんですけど、あれが、どこやったか、————やったかな、の会社と言いながら、実は役員全員——で、————だったかな、すごい面積を目指して買い進めているらしいんですけど、地下水とかものすごい使っちゃって、地元でそういう水の軽減とか、あと——かなり農薬を使うんで、大量に下流側で何か出るんじゃないかと、無農薬栽培されている方もいて、そういうふうな話になっていて、かなり地元で話題になっているんですけど、営利企業、特によそから入ってくる、元々地に、地元根差した起業でない場合は、要は企業って金儲けが一番の目的なので、環境が汚れようが何しようが知ったことじゃないと、やりたい放題やられて、地元との調和も取れていないみたいですし、そういうこともあり得るので、「地元」という、「地元企業の農業参入」、「地元」という一言を入れていただいたほうがいいのかなと、見ながら思ったんですね。

やっぱり農というのは人々の生活と密接に関わるものなので、金もうけを第一義に抱えてやっていただいても、ちょっと、うんとか思うところもあるので、何ていうか、事務局の中でも今までの——の話もあったし、——の話もあったと思うんですね。——なんか地元じゃ何一つええことないけ、そういう感じも私も見に行行って受けたんですね。

やっぱり企業というのは、自分さええけりゃええという基本的な考えを持っていますんで、みんなが困ろうが知ったことないよと、そういうところが多いので、今。その辺は「地元」と書いてほしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○藤井会長 今の意見に何か御意見があればお伺いします。御意見ないということは、それでいいですか、皆さん。どうぞ。

○6番 6番、倉重です。今、石田委員さんがおっしゃったんですけど、入っていただくに当たって、誓約していただくとかそういう手続があればいいのかなと、私は考えています。現実されたら問題がありますので、ちゃんと地域の貢献していただけるような展開に持っていただけるのであればいいのかなと、私は考えます。

○藤井会長 ほかに御意見ありませんか。

○2番 地元っていうとどこまでかと今、思っていたんですけど。防府なのか山口なのか、あるいは山口県なのか。ちょっとその辺で曖昧になると思うんですが。山口県ということになると、——一、山口県おりますんで、地元ですよ。入れてもちょっと、その解釈次第でどうにでもなってしまうんじゃないかという気がします。

○藤井会長 どうですか、ほかの皆さん。

企業が入ってよし悪しはあるんでしょうけれども、地元でもどうにもならないから今の現実があるわけで、借りれるものはどこでも借りるべきだと、私は思います。何でもかんでも入れるというわけではなくて、その辺はやっぱり吟味して、結果的に後ろに何がついているかそれはわからんこともあるんで、しっかり吟味していったから、外から来るものが全て悪いという考え方はいかなもんじゃないかなと、私は思うんですけども。

それからいくと、地元がどこまでかという話も、変なところで線引きするのもナンセンスな話ですし、ちょっとその辺は、セーフティネットじゃないですけど、倉重さんが言われた、何か担保になるものを確保して、その中でいろいろ判断していくしかないんじゃないかなということで、地元だけという書き込みはちょっと過激すぎるんじゃないかと、私は思うんですけど、どうですかね、皆さん。はい、どうぞ。

○12番 確かにそれはあるんですけど、推進ちゅう言葉がやっぱり問題なんですよ。政府もそうなんですけど、——とか入って、自分らの私利私欲のためにそうやって政治すらもゆがめて、ゆがめてきた結果が、今のこの日本の姿であり、農村の疲弊した姿なの

で、それと同じ方向をわざわざ書く必要はないんじゃないかなというか、もうちょっとやんわりとした言い方に変えるべきじゃないかなと思うんですけど。

○藤井会長 なるほど。ほかに御意見ございませんか。どうぞ。

○11番 6ページですか、3年後の人数、15年後の人数、国の方針があるからこういった数字が上がってくるんでしょうけど、個人の新規参入者25人、法人なら法人、これ個人でも普通農業で安定した収入が得られるかって、そういう方向っていうのは余りないですよ。二、三百万円とかちょっと出ていると思うんですけど、現実に農業で二、三百万円ぐらいすぐ上げていく、なかなかこれ現実には厳しいですよ。私どものところの地域でも20haちょっとですけど、これは基盤整備して、1人、2人でやるならまだいいだろうけど、もう法人をつくって何人か入ってくる、またそれが今法人でやるのも、サラリーマンで勤めて退職金があって年金もついて、もうボランティア的に、つい日当でやればいいぐらいの気持ちでやるんだったらみやすいんですけど、これを生業としてやるときに、新規参入、この15年というのは、何か防府のブランドとか立ち上げるとかそういう方向も考えないと、ただこの数字はあくまでも目標、目標でいいですけど、私は、現実には厳しいんじゃないかなという気はするんですよ。何か数字だけが先にいっているという。

なかなか本音で言いにくいところがあるんですけど、農業でそれではどうやって収入を上げていくかということですよ。

○藤井会長 でも、今、難しいでしょうけど、今、新規参入でから初めて300万円の所得を上げられなかったら、永久に農業の未来なんかないですよ。いつまでたっても無理な話で。今何とかしなくちゃいけないんで、これが私の思いとして一番いいのは、土地利用型農業でそこまで稼ぐ者がふえてほしいんですけども、現実、それはちょっとなかなか難しいのが現実ですから、これ施設園芸でいかに初期投資を落としてやっていくかということになれば、そのぐらいの所得は頑張って上げられるような業界でないと魅力を持ってもらえないし、それに頑張るべきだと思いますし、——もそのぐらい稼げますよね。やる気さえあれば。

だから、そのぐらいは目指してもらってから、市も全面的にバックアップしてそのぐらいの人数は確保するぐらいの目標は持つべきじゃないかなと私は思いますけれども。

その中に、先ほど言いましたように、土地利用型農業で何とか食べる人を確保したい、そのためには、前回のときも言いましたように、農地の集積をちゃんと地元の農業委員がバックアップして、いきなりぼんと、それだけの規模を与えられる、片や農大の土地利用学科なんかを出てきてしっかり研修してきた者とのマッチングを何とか、まだいろいろちょっと考えていかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに、口で言うのは簡単ですけども、難しい話ですけども、そういった道をたどるしかないかなというふうには思います。

それから、数字でいえば、また後でも出ますけれども、集積率70%、担い手の集積率70%、

これ国の目標は80%ですけれども、今は防府は39%、全国的にも56%、7%ぐらいしか進んでいないんですよ。これを来年70%という数字はもうめちゃくちゃの数字のように見えますけれども、いかんせんこれ、どこの農業委員会も反対しておる数字なんですけれども、国が言うとする数字ですから何とかこれを、これで進まなくちゃいけないということで、防府も山口も70%にしているんですけれども、これも一つは根拠があるわけで、今、防府の農地面積が2,000弱、1,970と書いてありますけれども、1,970haあるわけです。これの70%というと1,400haぐらいです。これイコール防府市の農振農用地の面積ですから、防府市内の農振農用地の面積、いろいろ状況で差はありますけれども、農振農用地ぐらいは何とか守りたいという思いがありますし、その目標に向かって取りあえずは進むべきじゃないか、これ来年に達成するというのは、ちょっと無理な話ですけども、あくまでもそのぐらいの目標で進むべきじゃないかなということで、皆さんにここをお願いする数字なわけでした、その辺のところは理解してもらいたいというふうに思います。

それから、数字が独り歩きしている部分は多分にあるんですけれども、そのぐらいの目標を持って頑張るって、いこうじゃありませんか。そういうことです。

ほかに何か御意見ございませんか。

今の目標に向かっていろいろ進んでやらなくてはいけませんので、25について、議案25について続けてください。

○事務局 それでは、議案第25号について御説明いたします。お手元にお配りしております議案第25号をご覧ください。

議案第25号は、令和5年度最適化活動の目標の設定等についてです。1番、農業委員会の状況につきましては、最新の2020年農林業センサスの数字を掲載しております。中でも右側にあります、認定農業者につきましては、センサスには載っておりませんが、今現在の防府市の認定農業者数の最新値が103名、それから認定新規就農者が3名、農業参入法人が24、これは適格法人、一般法人含めてになっております。

集落営農経営1となっておりますが、これは———のことになっております。耕地面積は、先ほどから申し上げておりますとおり、最新は1,970haでございます。

1枚めくっていただきまして、最適化活動の目標、これは令和5年度の防府市農業委員会で達成すべき目標を記載しております。

(1) 農地の集積、管内の農地面積1,970ha、これまでの集積面積、これは最新の農家台帳の数字を引っ張っております。集積面積が773ha、集積率が39.2、先ほど申し上げましたとおり、②の目標のところは、令和5年度末までに70%という目標がありますので、そこから70%といいますと、1,379haになるんですけれども、そこから、これまでの集積面積の773

を引きますと、今年度の新規集積面積は606ha、これが本年度の集積目標になります。

続きまして、(2)の遊休農地の解消です。現状といたしましては、令和4年度の利用状況調査で判明いたしました遊休農地の状況は、1号遊休農地が138ha、このうち緑区分が59ha、黄色区分が79haになっております。②の目標ですけれども、まず、既存遊休農地の解消です。緑区分の遊休農地の解消は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積、これが67haありまして、これを5年間で解消しますので、単純に5でわって1年間で13.4haの解消が必要になります。それから、黄色区分の遊休農地の解消につきましては、この直近の面積が79ha、緑区分に関しましては、基盤整備等の重機を入れた解消の方法が必要になってきますので、こちらにつきましては、解消のための行程表を農地中間管理機構と今後協議をして、方向性を決めていくという目標を立てております。

続きまして、新規発生遊休農地の解消につきましては、こちらは前年度ということで令和4年度になりますが、令和4年度新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標が、発生したのが6haですので、これはこのまま令和5年度解消の対象になります。

続きまして、(3)新規参入の促進、現状のところは、直近3年間の新規参入者数を引用しております。②の目標につきましては、平成30年、令和元年、令和2年の3年間の権利移動、3条とか基盤法の所有権移転、それから賃貸借とか使用貸借とか、権利移動の面積、これの3年間の平均面積の1割以上を新規参入者への貸付分について、農地所有者等の同意を得た上で、公表する農地の面積としなければならないとなっておりますので、1割の12.2haを目標としております。

続きまして、最適化活動の活動の目標です。1人当たりの活動日数ですが19日としております。これは、現在、1月分までの活動日誌の集計をいたしましたところ、大変皆様の活動状況がよろしくて、月19日が平均値になっております。令和4年度の月目標15日だったんですけれども、国のほうの指導で、現年の目標をクリアしている農業委員会については、それ以上の目標を徹底なさというふうに言われておりまして、16でもいいんですけれども、平均値の19を入れていますので、御意見がありましたら後ほど伺いいたします。

ちなみに、国の基準で13日以上であれば100点がもらえるので、マックスの点がもらえますので、一応、それ以上であれば100点はもらえますので、御安心ください。

(2)の活動強化月間の目標ですけれども、年間3回以上を活動強化月間の設定に義務づけられております。そこで、4月、まず今年もやっていただいたんですけれども、遊休農地の解消ということで、前年度の利用状況調査の結果をこの間の最適化推進会議のときに緑とか黄色とか赤とかついたリストを皆さんにお渡ししたと思うんですけれども、それを重点的に回っていただくという。それで、解消されていないところについては、解消していただくようにお声がけいただくとか、それに向けた解消活動を行うというものを4月に入れております。

次に、1月ですけれども、農地の集積を上げております。今年は地域計画の関係で意向調査を行うこともありまして、戸別訪問をすることも多いと思いますが、その際に、農地を誰かつくってほしいとか、自分ではつくれないからとか、そういった御相談を受けた際には担い手の方への集積に結びつくような契約に向かっていくような活動を重点的にやりたいと思っております。

2月も同様なんですけれども、戸別訪問を行う際に、同じように扱っていない農地があれば、なるべく担い手のほうに集積をするようにリードしていくような、そういった活動を行っていくという、この3点を今、強化目標として上げておりますが、ほかにもっと具体的に活動するに当たり、目標がありましたらぜひ御意見を伺いたいと思います。

続きまして、最後になりますが、新規参入相談会への参加目標です。これは、年1回以上、新規相談参入相談会への農業委員の参加のほうが今年度より義務づけられております。それで、農林水産業新規就農ガイダンスというのが年に2回あるんですけれども、これ私も昨年、今年度か出席させていただきました。市の農林水産振興課とそれから山口農林事務所、それと私どもの農業委員会でブースをつくってもらって、防府でちょっと農業をやってみたい、興味があるとかいう相談者の方の就農に関する相談を受けるといようなコーナーがありまして、それにどなたかぜひ1名以上は御参加いただければというふうに思っております。以上です。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方。はい、どうぞ。

○13番 今の3番で、新規参入相談会への参加目標、あれで、これは参加する人というのは、やりたいという方の年齢制限ってありますか。

○事務局 ありません。

○13番 ありません、65歳でもよろしいんですか。

○事務局 もちろんです。

○13番 そうですか。

○藤井会長 どうぞ。

○12番 同じところなんですけど、これは形上だけで1回と書いてあるんですけど、問題であれば、もうこういう時代なので、リモートでズームでつないで話したりとか、東京のほうの相談会があったときに、そのの發起隊という人が、誰かが張り付いてそういう対応をすとかというのも含めて、ここには1回と書いてあったとしても、本来はその辺まで含めてやってやると、かなり来てくれる人も可能性が増えるんじゃない、空き家なんかもそうなんですけど、もうちょっと、今大分、市のほうも前向きになってはくれましたけど、その辺が一体として取り組んでいけば、いくらでもチャンスはあると思うんで、その辺も含めて考えていただければと思います。

○藤井会長 ほかに何かありませんか。

○事務局 先ほど、活動日数19日にしておりますが、このままでよろしいでしょうか。基本的には

1 日でも増やせば大丈夫なんで 16 日でも問題はないんですが、特に意見がなければ、本当にこのまま 19 日ですすような形になりますが。

○藤井会長 十何年頑張ったら 31 までいって、それより上はないでしょう。

○事務局 一応、1 日でも増やせばいいと思います。ちょっと余り目標値を上げて、また達成すればまた来年度今度は 20 日とかになっていきますので、ちょっとこれ増やし過ぎておりますので、16 日にさせていただきます。

それと、先ほど、24 のほうで石田委員が言われた、企業の参入のところなんですけど、今、企業の参入推進という、「推進」入れていますけど、まあ企業参入についてというぐらいで文書をちょっとつくって行って、少し、「企業参入について」にして担い手が不足の地域で、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから中間管理機構を活用して企業の参入を図るといふふうなぐらいの……

○藤井会長 積極的推進とかいうのをちょっと変えてください。

○事務局 という形でちょっと変えさせていただきますので、はい。（発言する者あり）その辺も考えてやらないといけないと思いますので、その辺を少し、トーンを落として書かさせていただきます。

○藤井会長 よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 それでは、ちょっと採決します。議案第 25 号を承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、25 号を承認いたします。

以上で、議案審議は終わりです。

午後 4 時 50 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年 3月17日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員